審　査　基　準

平成17年6月1日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第51条の８第６項
処 分 の 概 要：確認事務受託対象法人の登録の更新
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第51条の８第２項（登録の申請） 道路交通法第51条の８第３項、第４項（登録の要件） 確認事務の委託の手続等に関する規則第２条（登録の申請） 確認事務の委託の手続等に関する規則第３条、第４条（登録の要件）
審　査　基　準： 道路交通法第51条の８第３項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第４項各号のすべてに適合するときには、登録を更新する。 道路交通法第51条の８第３項第２号ハに該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注１）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 （注２）暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第３条に掲げるものをいう。 道路交通法第51条の８第４項第１号に掲げる要件に適合する場合とは、申請法人がその旨を誓約する場合等当該法人が同号に掲げる機械器具等を用いて確認事務を行うものであると認められる場合をいう。 道路交通法第51条の８第４項第２号に掲げる要件に適合する場合とは、登録申請時において、当該申請法人が２名以上の駐車監視員資格者証保有者を現に確保している場合等、当該申請法人が駐車監視員を用いて放置車両の確認等を行うものであると認められる場合をいう。
標 準 処 理 期 間：50日
申　　請　　先：申請書は、交通部交通指導課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課　駐車対策係（電話025-285-0110内線5051～3）
備　　考：